



メルボルン日本人学校

紫外線に関する方針

本方針に関するご質問は学校事務(03-9528-1978)までお問い合わせください。

目的

本方針は、皮膚や目の損傷、および皮膚がんのリスクを最小限に抑えるためのメルボルン日本人学校(JSM)における行動を促進することを目的としている。

本方針は以下を実施するための指針を示す。

- 一年を通して、また、ビクトリア州で紫外線指数がピークを迎える9月1日から4月30日までの期間は特に、教職員と児童生徒が複数の紫外線防止対策を組み合わせるよう支援すること
- 屋外環境において、児童生徒と教職員に十分な日陰を確実に提供すること
- 児童生徒が自身の保護に責任を持ち、各自が日焼け防止スキルを身に付けることができるよう促し、これを支援すること
- 本校は、有害な紫外線への曝露とそれに伴う児童生徒および教職員への害を最小限に抑えるための注意義務および職業安全衛生上の義務を有しており、これを果たすための本校の戦略を支援すること

適用範囲

本方針は、宿泊学習および郊外学習を含む本校のすべての活動に適用され、またすべての児童生徒・教職員を対象とする。

方針

太陽からの紫外線(UV)への過度の曝露は、日焼け、皮膚および目の損傷、皮膚がんリスクの増加等の健康上の問題を引き起こす可能性がある。

紫外線は以下のような性質を有する。

- 知覚不可能である
- 建物、アスファルト、コンクリート、水、砂、雪等の表面で反射する
- 薄い雲を通過できる
- 季節により強度が異なる(ビクトリア州では9月から4月末にかけて最も強くなる)
- 就学時間帯にピークを迎える

紫外線対策は、教職員、保護者および児童生徒の共同の責任であり、特に9月1日から4月30日までの期間、屋外において複数の日焼け防止対策を組み合わせる実施することが望ましい。

本校では、教職員と児童生徒が過度に紫外線にさらされるリスクを軽減するため、以下の対策を講じている。また、極度に暑い日には屋外での活動を中止する。

日陰

本校は、特に遊具場および遊具近くのベンチが設置されたエリアにシェードセイルを設けるなど、校庭に日除け場所を作り、十分な選択肢を用意する。

日除け帽子

9月1日から4月30日の期間中、すべての児童生徒はあらゆる屋外活動において日除け帽子を着用しなければならない。また、9月から4月までの期間以外に行われるすべての屋外活動においては、帽子の着用を奨励する。

日焼け止め

本校は、すべての教職員と児童生徒に、SPF30 (またはそれ以上) で耐水性のあるbroad-spectrum (広域スペクトル) 日焼け止めを毎日塗ることを奨励している。

また、休憩時間および昼食のために教室を出ようとする児童生徒に日焼け止めを塗るよう声掛けを行うなど、屋外に出る前に日焼け止めを塗ることを促すための戦略を実施している。

サングラス

必要に応じて、屋外活動に参加する児童生徒はサングラスを着用することができる。

承認

作成日	2024年11月
審議	教職員、学校運営理事会
承認者	学校運営理事会
承認日	2024年11月
次回評価予定日	2026年11月

本方針は英語で作成され、日本語版はあくまで参考として翻訳されています。英文版が正本である為、これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合は英文版が優先されます。